

**裁判員裁判における審理について**  
(審理の概要に関する統計データ等)

## 1 統計データより

## (1) 開廷回数別の判決人員の分布 (総数: 82人)

ア	2回	4人
イ	3回	57人
ウ	4回	16人
エ	5回	5人

## (2) 審理期間別の判決人員の分布

	総数	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える
受理から終局	82	4	22	33	21	2	-	-
受理から第1回公判	82	5	22	34	20	1	-	-

	総数	2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
第1回公判から終局	82	4	47	20	3	7	-	-	-	1

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

3 速報値である。

## 2 裁判員経験者に対するアンケート結果

## (1) 審理内容の理解のしやすさ

ア	理解しやすかった	72.2パーセント
イ	普通	21.5パーセント
ウ	理解しにくかった	5.0パーセント

## (2) 法廷での説明の分かりやすさ

ア	検察官	
(ア)	わかりやすかった	81.9パーセント
(イ)	普通	16.3パーセント
(ウ)	わかりにくかった	1.1パーセント
イ	弁護士	
(ア)	わかりやすかった	52.3パーセント
(イ)	普通	36.4パーセント
(ウ)	わかりにくかった	10.0パーセント
ウ	裁判官	
(ア)	わかりやすかった	92.8パーセント
(イ)	普通	5.0パーセント

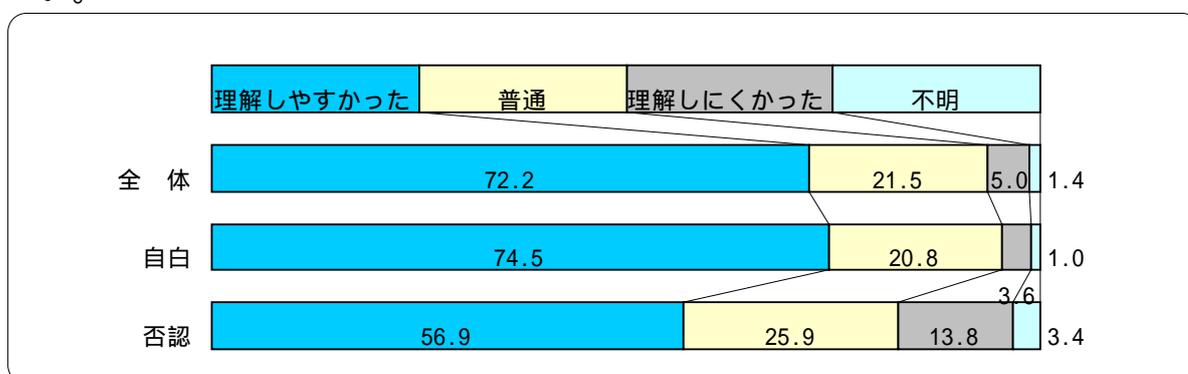
(ウ) わかりにくかった 0.7パーセント

(3) 法廷での手続全般について理解しにくかった理由

ア 事件の内容が複雑	13.1パーセント
イ 証拠や証人が多数	1.8パーセント
ウ 法廷で話す内容がわかりにくかった	10.2パーセント
エ 審理時間が長かった	3.2パーセント
オ その他	21.5パーセント
カ 理解しにくかった点はなかった	44.3パーセント

(4) 自白・否認の別 × 審理内容の理解しやすさ

下記グラフのとおり、自白事件の方が理解しやすかったと回答する者の割合が多い。



(5) 審理内容の理解しやすさ × 評議における議論の充実度

下記のとおり、審理内容の理解しやすさは評議における議論の充実度と相関関係があることが窺われる。

